

2025 年 9 月 26 日

特定非営利活動法人
アジア太平洋資料センター (PARC)
事務局長 田中 滋 様

ヤマハ株式会社
執行役経営本部長 西村 淳

<労働者の団結権（結社の自由）侵害の可能性にかかわる公開質問状への回答>

前略

貴法人からの 2025 年 9 月 1 日付ご質問状について回答致します。

当社および PT. Yamaha Music Manufacturing Asia (YMMA) を含めた当社グループ企業は、「ヤマハグループ人権方針」のもと、人権に関する国際的な規範に則り、企業の人権尊重責任を果たす努力を行っています。ご指摘の結社の自由につきましても、ILO の中核的労働基準の一つであるとの認識のもと重視しています。

当社は、貴法人からのご質問状において記載されている個々の事実関係やご質問内容に関し、個別具体的に当社の認識をご説明申し上げることは差し控えさせていただきますが、ご指摘の 2 名の方の YMMA による解雇に関して、YMMA の正門前でデモ等を行い、国家重要対象地域内に所在する YMMA の出入り道路へのアクセスを遮断したこと、および YMMA としてはこれらの行為に複数回警告を行ってきたこと等を理由とするものであると認識しております。

現在、当該事案についてはインドネシアの最高裁判所に係属中ではありますが、当社および YMMA としては、引き続き司法手続において誠実に対応してまいるとともに、今後の司法判断に従い、当社グループ人権方針および法律に基づき、誠実に対応してまいります。

草々